

男女がいきいきと輝く まちづくりをめざして

目標1 男女共同参画社会^{※1}実現に向けての意識づくり

- 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
 - ①意識啓発の推進
 - ②情報の提供
 - ③行政広報・出版物の表現に関する配慮
 - ④社会慣行の見直し、検討
- 2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - ①男女平等教育の推進
 - ②社会的性別(ジェンダー)^{※2}にとらわれない進路指導の充実
 - ③教職員等の男女共同参画に関する研修の充実
 - ④性教育の充実
- 3. 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
 - ①男性・子どもへのアプローチ
 - ②教育による男女共同参画の理解の促進
 - ③子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進
 - ②市職員への女性の採用・登用職域拡大・能力開発の推進
 - ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請
 - ④女性のエンパワーメント^{※3}支援
- 5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - ①事業所等における男女共同参画に関する理解促進
 - ②女性の職業能力開発の支援
 - ③再就業のための支援
- 6. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - ①職場環境の整備への取組支援
 - ②ワーク・ライフ・バランス^{※4}の推進
 - ③両立のための諸制度の定着促進
- 7. 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援
 - ①ひとり親家庭への支援
 - ②子育て環境の整備
 - ③介護環境の整備
 - ④諸制度の促進
- 8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進
 - ①地域活動における男女共同参画の推進
 - ②防災等における男女共同参画の推進
- 9. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - ①国際交流への男女共同参画の促進

目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

- 10. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ①暴力からの被害者保護、支援体制の充実
 - ②セクシャル・ハラスメント防止に向けた取組
 - ③相談窓口の充実
- 11. 生涯を通じた女性の健康支援
 - ①生涯を通じた健康課題への支援
 - ②性と生殖に関する女性の健康についての理解の促進
- 12. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
 - ①高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備
 - ②外国人市民に対する支援の充実
 - ③配慮を必要とする男女への支援

プランの推進体制

- ①推進体制の整備・強化
- ②市民との連携強化
- ③総合行政としての人権施策の推進

成果指標

3つの取組目標に成果指標を設け、男女共同参画社会実現に向けての施策を推進します。計画期間の中間年である平成29年度末の達成状況を把握し、必要に応じて後期計画に反映します。

取組目標	成果指標	現状(平成24年度)	目標(平成29年度)
目標1	男女の地位について「平等になっている」と感じている市民の割合	13.9%	40.0%
	「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	42.6%	65.0%
目標2	審議会等における女性委員の登用率	25.1%	40.0%
	市の管理職における女性の割合	11.4%	15.0%
目標3	地域活動・社会活動の場で「男女の地位が平等である」と回答した人の割合	34.1%	50.0%
	「暴力を受けた経験のある人の内相談をしなかった人」の割合	61.3%	40.0%
	DV相談窓口「ちくし女性ホットライン」を知っている女性の割合	34.7%	50.0%

用語解説

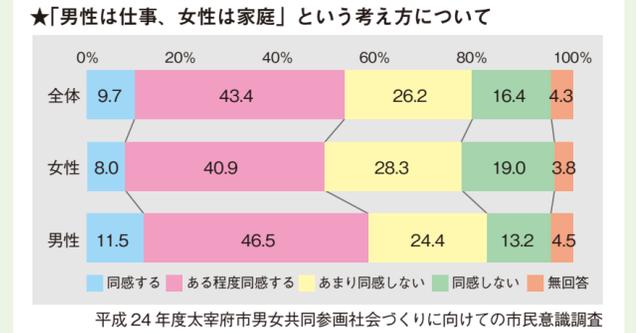
※1 男女共同参画社会…男性と女性が対等な構成員として、自らの意志によって、政治、仕事、家庭、地域などのあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も分かち合う社会のこと。
 ※2 社会的性別(ジェンダー)…社会的・文化的につくりあげられたもので、「男らしさ」、「女らしさ」など人々の意識の中に根付いた後天的な性差のこと。
 ※3 エンパワーメント…抑圧などによって無力化された状態にある人たちが、本来持っていたはずの人間としての尊厳、潜在的な

力量・能力、人間としての権利を取り戻す過程及びそれらを取り戻した状態をさす。
 ※4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)…誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。
 ※5 固定的性別役割分担…「男は仕事、女は家事」と性によって役割を決めること。社会生活の様々な分野で男女それぞれの自由な生き方や能力発揮を阻害する大きな要因となってきた。

第2次プランの基本目標と視点

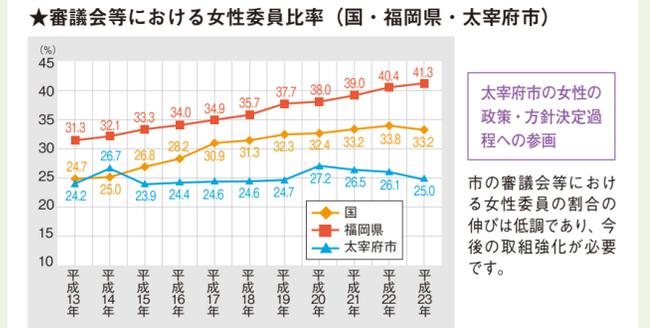
目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

人々の意識の中に長い年月をかけ形成されてきた固定的性別役割分担^{※5}意識は根強く、その影響を受けた制度や慣行は依然として存在しています。
 男女共同参画は働く女性のみ的问题として認識されることも多く、こうした状況はそれぞれの生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながります。
 男性や子どもを含めたあらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう意識改革を進めます。



目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保が重要です。
 女性の政策方針決定過程への参画促進や活躍の場を広げるとともに、家庭や職場、地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備やワーク・ライフ・バランスの実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めます。



目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

私たちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の尊重です。重大な人権侵害である暴力は、性別を問わず決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力は、その根底に女性の人権の軽視や社会状況に根ざした構造的な問題があると考えられ、暴力の根絶に向けた取組強化が必要です。

雇用環境の悪化による非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢者単身世帯の増加など、生活上様々な困難を抱える人への配慮も求められていることから、誰もが安心して暮らせる社会の構築に向けた総合的な取組を進めていきます。